被扶養者認定（認定取消）提出書類一覧表

被扶養者の取消時の提出書類一覧表になります。
取消事由が発生した場合は、速やかに届け出るようお願いします。

【取消事由の一例】
〇新たに健康保険に加入した(就職又は以前から働いていたが健康保険に加入することになった)
〇死亡/離婚/結婚
〇60歳未満、年間130万円/３か月連続108,334円を超過
〇60歳以上又は障害者年金受給者、年間180万円/３か月連続15万円を超過
※3か月連続で基準額を超過し、取り消した場合の再認定は、3か月連続して基準額内であることができることが確認できれば、3か月目の給料支給日が事由発生日となり、30日以内に認定申告書を提出すれば、事由発生日まで遡ることが可能です。

〇扶養替(扶養義務者同士の収入が逆転し被扶養者を付け替える)
〇生計維持関係がなくなった

取消事由にあたるかご不明な場合は、当共済組合までご相談ください。

対象者			組合員の配偶者が20歳以上～60歳未満の場合	取消になるまで扶養手当があった場合	取消になるまで扶養手当があった場合かつ扶養手当の発令通達書がない場合	新たに健康保険に加入した日がわかるもの		特別認定の方		パート・アルバイト 非常勤職員	自営業（営業・農業・不動産・株）	別居の場合仕送り（手渡し不可）	年金受給者（個人年金含む）	収入比較するため夫婦双方の収入がわかるもの		
提出書類	被扶養者取消申告書	保険証又は資格確認書の返却	国民年金第3号被保険者関係届（非該当）	扶養手当発令通達書	組合員の給料明細書（扶養手当があった時のものと無くなったときのもの双方）	マイナポータルの保険者情報画面資格確認書	辞令（内定通知書不可）	所得証明書	戸籍謄本・住民票・死亡診断書（火葬許可書）等	被扶養者の給与明細	雇用契約書（労働条件通知書）・辞令等	確定申告収支内訳書（青色申告書）	ご利用明細書又は通帳	年金証書最も新しい年金額改定通知書	源泉徴収票［組合員］所得証明書［配偶者　兄弟姉妹］源泉徴収票［公務員］※双方が公立学校共済組合の組合員の場合は不要	雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）	申立書
事由発生日	様式2-1		様式2-3	写し	写し	写し		写し	写し	写し	写し	写し	写し	写し	写し	写し	
被扶養者自身が就職した場合	就職日	〇	〇		△	△	〇	〇	〇								
以前から働いていたが労働条件が変更になり健康保険に加入することになった場合	健康保険に加入した日		〇		△	△	〇		〇								
被扶養者が死亡又は離婚し生計維持がなくなった、結婚し結婚相手の被扶養者に入る等	死亡日・離婚日・婚姻日	〇	〇	〇	△	△			〇	〇							
収入超過見込みが立った/超えた	3月連続の3月目の給料支給日・年間基準額の見込みが立った日（超過日）・雇用保険受給開始日	〇	〇	〇	△	△			〇		〇	△	〇		〇		〇	
扶養替	相手の健康保険に加入した日	〇	〇				〇		〇							〇		
送金をやめた場合	送金をやめた日	〇	〇						〇					△				〇
同居を要件とするものが親族が別居したとき	別居日	〇	〇						〇	〇								
取消要件に該当しないが被扶養者から外したい・外れたい場合		〇	〇	〇					〇		△		△					〇

〇：必須　　△：状況に応じて提出が必要